

2025年6月4日時点

問合せ内容		回答
資料の該当番号	質問内容	
(様式6) 所要額内訳書の内容、(様式12) 経費支出済額明細書	(様式6) 所要額内訳書の内容と、(様式12) 経費支出済額明細書の記載内容に差異が出たときの対応を伺いたいです。総額が合っていれば項目ごとに金額を変更することは可能でしょうか。念のため事前に確認させていただけますと安心です。	総額が変わらない範囲で、項目間の移動であれば、金額が多額にわたり、実質的に事業内容の変更と同一視されるような場合（軽微な変更ではない場合）を除き、問題ありません。
経費について	「保育ICTラボ事業助成要領」における「軽微な変更」の範囲について、「軽微な変更」と判断される金額感の目安をご教示いただけますでしょうか。前例のない事業であり費目間移動を伴う、事業実施中の事業の変更はあり得るかと思っております。ご質問させていただきます。 (例) 集客強化のため人件費から広告宣伝費への予算振替。 人件費の見積もり差異調整のための、他費目からの充当や人件費内での予算移動。	総額が変わらない範囲で、項目間の移動であれば、金額が多額にわたり、実質的に事業内容の変更と同一視されるような場合（軽微な変更ではない場合）を除き、問題ありません。